

平成 29 年 9 月 20 日

国際総合大会 DCO 講習会応募者各位

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
検査企画グループ

講習会内容・認定期間・守秘義務などに関する同意についての確認書

この度は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の新規国際総合大会ドーピングコントロールオフィサー（以下：DCO）講習会参加を検討いただきまして、ありがとうございます。

さて、当機構が実施する DCO 講習会は、世界アンチ・ドーピング機構(World Anti-Doping Agency : WADA) が規定する国際基準に基づくドーピング検査手順を習得し、検査活動業務に対応することを目的としております。ドーピング検査に関して教育する人材の養成を目的とはしておりません。

また DCO の業務は、守秘義務のもとに実行されるため、検査を通じて知りえた内容について、外部へ開示するような行為は禁じられております。そのため、DCO の資格を取得された後は、教育目的であっても検査を通じて知り得た情報を第三者へ話すなどの行為および活動は許されないこととなります。また、守秘義務につきましては、研修を経て、DCO となる段階で機密保持に関わる守秘義務の誓約書を取り交わすこととなりますので、ご了解ください。加えまして、本募集における検査員資格の有効期限は平成 33（2021）年 3 月 31 日までとなりますことをご了承ください。

上記の背景を踏まえ、以下の内容について、ご理解とご了承の上、DCO 講習会参加を検討していただき、参加の際には、**講習会受講申請書に確認した旨のチェックを入れて申請をお願いいたします。**

- DCO とは規則に従い、競技者から検体を採取し、封印、搬送する為の手續きに精通した専門家であり、講習会では、これら一連の手續を学ぶ。
- DCO としての業務執行中は、競技者および競技者支援要員に対し、薬やサプリメントについての助言等行うことは禁止されている。
- DCO は、競技者等にアンチ・ドーピング教育啓発活動を行う為の知識を獲得するための資格ではない。
- DCO 業務およびドーピング検査活動においては守秘義務を遵守していただく必要があるため、検査で知り得た情報の外部への開示は禁止されている。
- 講習会・実地研修を経て検査員として正式に登録する際には機密保持に関する守秘義務に係る誓約書の提出が義務となっている。
- 本募集における資格の認定期間については、最長で平成 33 年 3 月 31 日までとする

以上

[新規 DCO 講習会担当]
検査企画グループ
飯塚信之・五十嵐洋裕
dco-tg@playtruejapan.org